

不特許事由 (特許要件)

(特許を受けることができない発明)

第三十二条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

① 公序良俗違反

② 公衆衛生違反